

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成28年12月4日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県立図書館と特定法人の相互協力の事業概要や相互協力にもとづく開催イベント等図書館と特定法人の相互協定に係る文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成28年12月16日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

- ・平成28年12月2日付け奈良県立図書館と特定法人との相互協力に関する協定書
- ・奈良県立図書館と特定法人との相互協力の概要
- ・奈良県立図書館と特定法人との相互協力に関する協定にかかる協定締結式および記者会見次第
- ・協定締結記念図書展示「聖徳太子の伝承と太子信仰」に係る広報資料
- ・平成28年11月29日付け奈良県立図書館と特定法人との相互協力に関する報道資料
- ・奈良県立図書館と特定法人との相互協力協定締結にかかる館内ポスター

##### （2）開示しない部分

- ア 個人（奈良県職員を除く。）のメールアドレス
- イ 奈良県職員のメールアドレス

##### （3）開示しない理由

- ア 条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- イ 条例第7条第6号に該当  
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当

該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年3月12日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、原処分を取り消し、非開示部分の全部を開示せよとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

### 4 諮問

平成29年4月11日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、非開示部分の全部を開示せよとの裁決を求める

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求書

開示しない部分は条例第7条第2号、第6号に該当しないため

#### (2) 意見書

開示しないメールアドレスは、報道資料の中に記載されているものであり、県の報道資料は、報道機関に配布されただけでなく、公にされることを意図して県庁ホームページでも広報され、ホームページに対応する形で報道機関に配布されたもの同一の報道資料を県政情報センター内で、平成28年度末までファイルされたものを過去3年分常時公開していた。

したがって、報道資料は奈良県情報公開条例第7条第2号ただし書アの慣行として公にされる情報にあたり、その中に記載されたメールアドレスも同様であるので、情報公開請求において不開示にすることは妥当でない。

また、図書情報館職員のメールアドレスは、県の業務で使用しているもので、報道機関に限らず、県民の問い合わせに応じるために報道資料として公開されたものである。職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがないからこそ、図書情報館職員のメールアドレスは本件以外の報道資料でもほぼ全てホームページや県政情報センター内の簿冊で報道機関に配布されたもの同一の報道資料において常時公開されていた。

以上の理由により、本件メールアドレスを不開示にすることは妥当でなく開示すべきと考える。

#### (3) 意見書（追加）

審査請求書の審査請求の理由欄に「開示しない部分は条例第7条第2号、第6号に該当しないため」と記載されているが、不正確なので訂正する。

開示しないメールアドレスのうち、個人（奈良県職員を除く）のメールアドレスは、奈良県情報公開条例（以後「条例」という。）第7条第2項ただし書アに該当するため、県職員のメールアドレスは、条例第7条第2号ただし書アに該当し、第6号に該当しないため開示すべきと主張する。

開示決定等をした平成28年12月16日時点では、図書館の報道資料にはメールアドレスが記載され、県政情報センター配架の報道資料簿冊で公開される運用であったから、本件報道資料に記載のメールアドレスは、個人に関する情報であっても、現に公衆に知り得る状態に置かれていたから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、不開示情報にならないと考える。

実際、本件報道資料は平成28年11月29日付けであり、開示決定等が行われた平成28年12月16日や審査請求した平成29年3月12日の時点で、県政情報センター配架の報道資料簿冊で誰でも閲覧できたものであり、当時黒塗り処理されていなかったことは、先の意見書に添付した前後の報道資料から明らかである。

また、先の意見書に添付した報道資料より以前の報道資料を平成29年5月21日開示請求したところ、最古の平成24年の報道資料に至るまで、ほとんどの図書館の報道資料において継続してメールアドレスが記載されていることが確認された（5年保存のためそれ以前の文書は残っていない）。

現在は報道資料に個人のメールアドレスを記載しない運用であるから、この開示請求においては黒塗り処理されているが、先の意見書に添付した報道資料が全て黒塗り処理されずに公開していたことから、これらの以前の報道資料のメールアドレスも県政情報センター配架の報道資料簿冊で、そのまま公開されていたことは明らかである。

そうすると、これほど長期にわたり職員のメールアドレスを公開していたということは、職員個人に対する嫌がらせ、不当な干渉によって当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなかった根拠になる。よって、本件の奈良県職員のメールアドレスは、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないと見える。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件行政文書について

実施機関では、公立図書館と学校との枠組みを超えた教育連携・地域連携をはかるため、平成28年12月2日に特定法人との締結式の日時及び会場を告知するとともに、相互協定締結を記念して開催されるイベントや図書展示などの広報を行った。

当該相互協定締結に係る協定書及び報道発表に係る資料等を本件開示請求の対象文書として特定した。

##### 2 不開示部分について

###### (1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人

に関する一切の情報をいうものである。

また、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

第2の2の(2)ア「個人(奈良県職員を除く)のメールアドレス」は、本件行政文書のうち、平成28年11月29日付け報道資料(以下「本件報道資料」という。)に記載された特定法人学園長(以下「学園長」という。)のメールアドレスであり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

また、当該メールアドレスは、報道機関と学園長とが報道資料の内容に係る連絡に使用するために記載したものであり、実際の記事などに当該メールアドレスは掲載されておらず、特定法人においても公にする慣行がないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書アには該当しない。また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことも明らかである。

したがって、個人(奈良県職員を除く)のメールアドレスは、条例第7条第2号に該当すると考える。

## (2) 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号本文は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

第2の2の(2)イ「奈良県職員のメールアドレス」は、本件行政文書のうち、本件報道資料に、報道機関との連絡に使用するために記載されている実施機関の職員のメールアドレスである。

当該メールアドレスについては、職員の職務遂行のために付与されたものであることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

当該メールアドレスが公にされた場合、職員個人に対する嫌がらせ、不当な干渉等がなされる、あるいは、不特定多数のものから本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、奈良県職員のメールアドレスは条例第7条第6号の不開示情報に該当すると考える。

## (3) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

## 2 本件行政文書について

実施機関では、公共図書館と学校との枠組みを超えた相互協力により、教育連携・地域連携を図るため、平成28年12月2日に、特定法人との相互協力に関する協定（以下「本件協定」という。）を締結するとともに、本件協定の締結を記念してイベントや図書展示等を実施した。

本件行政文書は、本件協定に係る協定書、概要、協定締結式及び記者会見次第、報道資料及び関係資料等である。

## 3 本件決定の妥当性について

### (1) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、学園長のメールアドレスについて、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

学園長のメールアドレスは、個人に関する情報であり特定の個人を識別するこ

とができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、奈良県立図書情報館（以下、単に「図書情報館」という。）の報道資料は、報道機関に配布されるのみならず、実施機関のホームページに掲載される等、現に公衆に知り得る状態に置かれていることから、学園長のメールアドレスは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、不開示情報に当たらない旨主張している。

そこで、学園長のメールアドレスが記載された本件報道資料がホームページ等で公にされていたか否かについて、当審査会が、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件協定に係る締結式及び記者会見（以下「締結式等」という。）に関する情報については、本件報道資料に記載された本件協定締結の趣旨、及び締結式等を実施する日時及び場所のみをホームページに掲載し、学園長のメールアドレスは掲載していない等実施機関又は特定法人において公にしていないことを確認したとのことであった。

また、学園長のメールアドレスについては、本件報道資料に記載された状態で報道機関に配布されたものであるが、この点について実施機関は、当該メールアドレスは、実施機関と報道機関との連絡用に記載したものであって、公にすることを意図したものではなく、現に報道等において学園長のメールアドレスが公にされた事実は確認されていないと説明している。

さらに、審査請求人は意見書において、ホームページ等で公にされていたとする報道資料を多数添付しているが、それらに学園長のメールアドレスは記載されていないかった。

したがって、学園長のメールアドレスは法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、学園長のメールアドレスが公にされていると推測させる特段の事情もないことから、当該メールアドレスは、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと認められる。また、学園長のメールアドレスが同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、学園長のメールアドレスは、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

## （2）条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件報道資料に、報道機関との連絡に使用するために記載されている実施機関の職員のメールアドレス（以下「本件職員のメールアドレス」という。）について、条例第7条第6号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定されている。

本件職員のメールアドレスは、実施機関の職員のメールアドレスであり、実施機関において各職員に対しその職務遂行のために付与されたものである。

したがって、当該メールアドレスは、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

次に同号後段該当性について検討する。

審査請求人は、本件報道資料以外の報道資料については、図書館の職員のメールアドレスが記載された状態でホームページ等で公にされていることから、図書館職員のメールアドレスは慣行として公にされる情報にあたり、条例第7条第2号ただし書アに該当する旨主張している。

これに対し、実施機関は、本件職員のメールアドレスは、公にすることにより、職員個人に対する嫌がらせ等、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

一般に、職員のメールアドレスは、公にされた場合は、当該メールアドレスが実施機関の各職員に付与されたものであることから、職員個人に対する嫌がらせ、不当な干渉等がなされる、あるいは、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないと考えるのが相当である。しかし、審査請求人が主張するように、本件職員のメールアドレスが現に公になっている等、特別の事情が認められた場合には、公にすることにより、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められず、当該メールアドレスは開示しなければならないこととなる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関においては、平成28年度以降、実施機関の業務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、メールアドレスを報道資料等に掲載しない旨通知されていたところ、図書館においてその徹底が不十分であったため、図書館の職員のメールアドレスが記載された状態の報道資料がホームページ等で公にされているものがあつたとのことである。

そうすると、実施機関のホームページ等において、本件職員のメールアドレスが記載された本件報道資料が公にされていたかが問題となるが、この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、締結式等に関する情報については、本件報道資料に記載された、本件協定締結の趣旨、及び締結式等を実施する日時及び場所のみをホームページに掲載し、本件職員のメールアドレスは掲載していない等実施機関において公にしていないことを確認したとのことであつた。

さらに、本件職員のメールアドレスについては、本件報道資料に記載された状態で報道機関に配布されたものであるが、この点について実施機関は、当該メールアドレスは、実施機関と報道機関との連絡用に記載したものであつて、公にすることを意図したものではなく、現に報道等において本件職員のメールアドレスが公にされた事実は確認されていないと説明している。

そして、審査請求人は意見書において、ホームページ等で公にされていたとする報道資料を多数添付しているが、それらに本件職員のメールアドレスが記載されていることは確認できなかった。

したがって、図書館の職員のメールアドレスについて慣行として公にされる情報であるとする審査請求人の主張は認められず、本件職員のメールアドレスが公にされていないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、本件職員のメールアドレスが公にされていると推測させる特段の事情も認められない。

これらのことから、本件職員のメールアドレスが公にされた場合、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって本件職員のメールアドレスは、条例第7条第6号の不開示情報に該当すると認められる。

(4) まとめ

以上のことから、学園長のメールアドレスは条例第7条第2号に、本件職員のメールアドレスは、条例第7条第6号に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

**4 審査請求人の主張について**

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

**5 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

**第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成29年 4月11日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成29年 5月10日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
平成30年 4月25日	・ 審査請求人から意見書（追加）が提出された。
令和 元年 9月27日 （第234回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和 元年10月25日 （第235回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和 元年11月29日 （第236回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和 元年12月25日 （第237回審査会）	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 2年 1月27日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	